

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 5月27日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県自然環境保全条例施行規則及び富山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県自然環境保全条例施行規則及び富山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 5月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第43号

富山県自然環境保全条例施行規則及び富山県立自然公園条例施行規則
の一部を改正する規則

(富山県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富山県自然環境保全条例施行規則（昭和48年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 3 号イ中「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。別表第 2 第 2 項において同じ。）」を加え、同号エ中「施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加える。

別表第 2 第 9 項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

(富山県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第 2 条 富山県立自然公園条例施行規則（昭和48年富山県規則第 4 号）の一部を次

のように改正する。

別表第1第7項中「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」を加え、同表第36項及び第37項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同表第82項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表中第123項を第125項とし、第85項から第122項までを2項ずつ繰り下げ、同表第84項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同項を同表第86項とし、同表第83項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同項を同表第85項とし、同表第82項の次に次の2項を加える。

83 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

84 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第1条中別表第1第1項第3号の改正規定及び第2条中別表第1第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

(自然保護課)